

加古川市認知症初期集中支援事業実施要綱

平成 30 年 4 月 1 日

福祉部長 決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 2 項第 6 号の規定に基づき、認知症又は認知症の疑いのある人が、できる限り住み慣れた地域の中で本人の意思が尊重される暮らしを続けることができるよう、認知症又は認知症の疑いのある人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を配置し、早期診断及び早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする加古川市認知症初期集中支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、加古川市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる法人その他の団体に委託することができる。

(支援チームの構成)

第 3 条 支援チームは、第 1 号を満たす専門職 2 名以上及び第 2 号を満たす専門医 1 名（以下「チーム員」という。）で構成する。

(1) 次の要件をすべて満たす者

- ア 保健師、看護師、准看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者
- イ 認知症ケア実務経験 3 年以上又は在宅ケア実務経験 3 年以上を有する者
- ウ 国が別途定める「認知症初期集中支援チーム研修」を受講し、必要な知識・技能を習得した者。ただし、やむを得ない場合には、国が定める研修を受講したチーム員が受講内容を共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員の事業参加も可能とする。

(2) 次の要件のいずれかを満たす、認知症サポート医である者

- ア 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医
- イ 認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした 5 年以上の臨床経験を有する医師

(訪問支援対象者)

第 4 条 支援チームによる支援の対象となる者（以下「訪問支援対象者」という。）は、原則として、市内に居住し、在宅で生活する 40 歳以上の認知症又は認知症の疑いのある者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 医療サービス若しくは介護サービスを受けていない者又は中断している者で次の各号のいずれかに該当するもの

- ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- イ 継続的な医療サービスを受けていない者

ウ 適切な介護サービスに結び付いていない者

(2) 医療サービス又は介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

(事業内容)

第5条 支援チームは、専門医の指導の下、専門職が家族の訴え等により訪問支援対象者及びその家族を訪問、観察・評価し、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う。そのため、次の各号に定める事業を実施する。

(1) 支援チームに関する普及啓発

地域住民や関係機関・団体に対し、支援チームの役割や機能について広報活動や協力依頼を行う等、各地域の実情に応じた取り組みを行うものとする。

(2) 次のアからクに定める認知症初期集中支援の実施

ア 訪問支援対象者の把握

訪問支援対象者を把握するため、支援チームと地域包括支援センターが相互に訪問支援対象者に関する情報を提供し、共有を図る。

イ 情報収集及び観察・評価

支援チームは、訪問支援対象者のほか家族等、あらかじめ協力の得られる者が同席できるよう調整を行い、訪問支援対象者の現病歴、既往歴、生活情報等に加え家族の状況等を情報収集するとともに、指定された観察・評価票を用いて、認知症の包括的観察・評価を行う。

ウ 初回訪問時の支援

支援チームは、初回訪問時に、認知症の包括的観察・評価、基本的な認知症に関する正しい情報の提供、専門的医療機関への受診や介護保険サービスの利用の効果に関する説明及び訪問支援対象者やその家族の心理的サポートや助言等を行う。

エ チーム員会議の開催

支援チームは、初回訪問後、訪問支援対象者ごとに、観察・評価内容を総合的に確認し、支援方針、支援内容、支援頻度等を検討するため、チーム員会議を行う。また、必要に応じて、訪問支援対象者のかかりつけ医、介護支援専門員、地域包括支援センター職員等の参加も得て、チーム員会議を行う。

オ 初期集中支援の実施

支援チームは、訪問支援対象者が医療機関への受診が必要な場合、受診への動機付け、継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援、介護サービスの利用等の勧奨・誘導、認知症の重症度に応じた助言、身体を整えるケア及び生活環境の改善等の支援を行う。支援期間は、訪問支援対象者が医療サービスや介護サービスによる安定的な支援体制に移行するまでの間とし、概ね最長で6か月とする。

カ 初期集中支援終了後のモニタリング

支援チームは、初期集中支援の終了をチーム員会議で判断した場合、地域包括支援センターや担当介護支援専門員等と同行訪問を行う等の方法で円滑に引き継ぎを行う。

また、引き継ぎの2か月後に、チーム員会議においてサービスの利用状況等を

評価し、必要に応じて、随時モニタリングを行う。

キ 支援実施中の情報共有

訪問支援対象者の情報を地域包括支援センター等の関係機関が把握した場合には、支援チーム及び認知症疾患医療センターに情報を提供し共有を図る。

ク 記録等の保管

支援チームは、訪問支援対象者に関する情報、観察・評価結果及び初期集中支援の内容等を記録した書類を適切に管理、保管しなければならない。

(個人情報の保護)

第6条 事業に携わる人は、加古川市個人情報保護条例（平成10年条例第28号）を踏まえ、訪問支援対象者及びその家族の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期するものとし、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年1月23日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。